

平成 22 年 5 月 28 日

特別目的会社専門委員会
SPE の取扱いに関する検討

1. 専門委員会における検討状況の要旨

D 案の採用（譲渡者への限定）

< 連結会計基準文案 >

7. 「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。

7-2. 第 7 項にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

（上記の二重取消線部分を削除する。）

代理人の論点

- ◇ D 案を採用する場合、現在、アセット・マネージャーの連結の要否などに実務的な問題が生じているために、代理人の取扱いを明らかにすべきではないかとの意見があった。
- ◇ 代理人の論点については、現在 IASB/FASB が検討している MoU プロジェクトの結果に大きく影響を受けることから今回の対応の中では別途取り扱うことはしないことかどうか。

SPE を連結した場合の表示の手当て（詳細は 5 頁以降参照）

- ◇ 連結の範囲に含めた SPE に関して、当該 SPE の資産及び当該資産から生じる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及しない債務（ノンリコース債務）については、連結貸借対照表上、区分して記載する。
- ◇ ノンリコース債務に対応する資産については、担保資産の注記に準じて注記する。

SPE の連結時の会計処理（匿名組合の連結時の会計処理等）（詳細は 7 頁以降参照）

- ◇ 商法上の匿名組合出資について、合同会社（GK）を用いた取引の場合（GK-TK スキーム）、GK（営業者）と TK のどちらの事業体を連結の範囲に含めるかどうかという論点があるが、匿名組合を連結することとする。

経過措置（詳細は 16 頁以降参照）

- ◇ 原則的な遡及処理ではなく、経過措置として、以下の(1)を原則とし、(2)を例外的に認める取扱いを設ける。

(1) 過去において連結対象となった時点から連結していれば計上していた金額（資産及び負債）により、当期の財務諸表（期首）へ計上し、当該資産及び負債の差額は累積的影響額として株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。

この場合、前期の財務諸表は修正不要となるが、過年度（連結対象となった時点）における時価評価や未実現損益の消去などは必要となる。

(2) 新基準の適用日（期首）において、連結される特別目的会社の資産及び負債を時価で計上し、差額である累積的影響額は、株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする

この場合、前期の財務諸表の修正は不要であり、また、過年度の連結仕訳は不要となるが、新基準の適用日（期首）における時価評価は必要となる。

2. 作成者及び利用者の意見陳述

- 5月24日開催の専門委員会において、利用者（株式/債券アナリスト）及び作成者（不動産協会等）の参考人意見聴取を行っている。
- 利用者側からの意見陳述の内容の要旨は以下のとおり。
 - ◇ 完全に企業間の比較可能性を確保できるとまでいかないにしても、A案からD案の中では、当面の比較可能性を確保できる「D案」に基本的に賛成。
 - ◇ 金融危機の経験を踏まえれば、現在 SPE の取扱いを見直すのは時宜にかなう方策であり、財務諸表本体へのオンバランスには一定の意義はある。
- 作成者側からの意見陳述資料の抜粋、内容の要旨は以下のとおり。

（SPC 連結に伴い想定される実務インパクト等）

◇ 経過措置として、実務負担の軽減等の観点から、適用日後に組成された SPC に対してのみの適用及び 2 年間の準備期間の確保、という 2 点を要望

◇ 想定される実務へのインパクト：

1. 経理・会計面

(1) 人的作業量の増加等

財務諸表数字管理と連結決算作業負担の増加（CF 計算書の追加作成等）
会計処理や勘定科目体系の統一・調整（親子間での会計処理の統一等）
残高管理すべき相手先の増加（関連当事者取引等の管理の増加）
注記等開示情報の管理増加（賃貸等不動産や差入保証金の時価情報等）
子会社の資産の連結金額の算定作業（未実現利益の調整や時価の鑑定）

(2) 連結対象 SPC における新たな制度対応の必要性

連結監査対象としての整備（監査人統一の検討の可能性）
四半期決算への対応（年 1 回か 2 回程度の決算が SPE では一般的）
決算期変更についての検討や対応（定款変更を要する場合などがあり、
レンダーの事前承認等が必要となる可能性）

(3) 計数管理範囲の拡大

業績予想数字の管理（業績予想のための数値把握作業の増加）

2. 事業スキーム関連

変更に伴う事業スキームへの影響把握（スキーム自体の見直し）

3. 内部統制関連

J-SOX 対象拠点選定への影響（売上規模等で SPC が選定される可能性）

（SPE 連結に関するその他の論点）

- ◇ 「SPE の取扱い」の解釈：そもそも出資者も対象としていたと理解しており、その変更は「SPE の取扱い」の本質的な見直しとなる。
- ◇ D 案の実務への影響：D 案の採用は、多くの開発業者にとって 8 条 7 項の削除に等しいが、その場合の SPE の取扱いが示されていない。今後の連結基準によっては範囲の見直しとなる恐れがあり、SPE の組成にも支障が出る可能性がある。
- ◇ 連結評価の見直しの可能性：支配力基準の十分な整備がないと再度範囲の精査が必要となる可能性がある。IASB/FASB のプロジェクトを勘案して進めるべき。

3. IASB 及び FASB の動向

現時点における IASB 及び FASB の作業計画は、以下のとおりである。

IASB	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1
IAS 第 27 号の置換え	WD		Final	
IAS 第 27 号の置換え - 投資会社	ED		Final	
子会社と非連結の組成された企業に関する開示	WD		Final	
(代替案) 非連結の SPE に関する開示		(Final)		

FASB	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1
連結：方針と手続	ED	RT		Final

WD：ワーキングドラフト RT：ラウンドテーブル

(注) IASB は、第 2 四半期に公表される FASB 公開草案における提案に寄せられるコメントを一緒に検討することができるよう、当該 ED について「見解の要請」を公表する。

以 上

ノンリコース債務の開示について

1. 経緯

- 「SPEの取扱い」に関する短期的な対応案として、[D案]（「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする。）を中心に検討が進められている。
- 前回（3月30日開催）の専門委員会では、「SPEの取扱い」を見直した場合の追加検討項目として、ノンリコース債務の区分表示等が挙げられた。
- ノンリコース債務の区分表示等については、IASBの公開草案と米国会計基準（SFAS第167号）が異なった扱いを示していることから、第55回特別目的会社専門委員会（11月9日開催）では、以下の3つの案について検討がなされた。
[案1] 貸借対照表上、貸倒引当金や減価償却累計額の表示における間接控除方式と同様に、対応資産からノンリコース負債を控除する方法により表示する。
[案2] 貸借対照表上、ノンリコース負債及び対応資産を区分表示する方法により表示する。（SFAS第167号と同様の方法）
[案3] ノンリコース負債と対応資産について注記する。（IASBの公開草案（ED）10）
- その際、専門委員からは、各案に対する意見とともに、IASBとFASBのコンバージェンスを踏まえた対応を支持する意見も示された。

2. 検討

- このようにIASBとFASBの扱いが異なるなかで、今回の短期的な対応の中でどのように対応が可能かが論点となる。
- ノンリコース債務は、その債権者が対象となる資産のみを裏付けとしており、通常の債務と性格が異なり、優先的に弁済されるように組成される場合が多い。また、その債権者は、対象となる資産から弁済されない場合でも、他の資産からの弁済を受けられない。
- このようなノンリコース債務を区分して表示し、対応する資産については担保提供資産に準じた注記が任意になされている例がある。
- このため、短期的な対応としては、すでに実務の一部で自発的になされている開示を会計基準等で求めることで、透明性を高めていくこととしてはどうか。
- なお、IASBとFASBは共同会議を開催し、SFAS第167号とIASBの公開草案（ED）10が異なる点をどのようにコンバージェンスしていくか、見直し作業を緊密に行っている¹ため、引き続き検討していく。

¹ IASBとFASBの4月の共同会議の資料では、区分表示の対象はSPCに限定するか、金融資産に限定するか、容認規定とするかといった点について、5つの案が示されている。

3. 具体的な対応案

- 短期的な対応として、ノンリコース債務を区分表示し、対応資産を注記することを定めることとした場合、例えば次のように、連結会計基準にて定めることかどうか。
 - 連結の範囲に含めた特別目的会社に関して、当該特別目的会社の資産及び当該資産から生じる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及しない債務（ノンリコース債務）²については、連結貸借対照表上、区分して記載する。
 - ノンリコース債務に対応する資産については、担保資産の注記に準じて注記する。

² 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 45 項(4)では、使用価値の算定に際して用いる割引率に関して、ノンリコースの記述がある。

連結対象となる企業についての取扱い (特定目的会社及び匿名組合)

4. 経緯

- 特別目的会社（SPE）の連結に係る「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」（以下、「SPE の取扱い」）に関する短期的な対応案として、[D 案]（「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする）を中心に検討が進められている。
- 第 58 回（3 月 30 日開催）及び第 59 回（4 月 21 日）の専門委員会では、追加で検討すべき事項について各専門委員から様々な意見があった。この資料では、そのうち特に以下の論点について取り扱っている。
 - 特定目的会社（TMK）に対する支配の考え方
 - 匿名組合（TK）や TMK を連結した場合の具体的な会計処理

5. TMK に対する支配の考え方

- 現行基準において、TMK に固有の連結範囲に関する指針はなく、連結会計基準³が対象とする「企業」に含まれる「会社の準ずる事業体」として取り扱われ、子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定にあたっては、他の会社に対する連結範囲の取扱いに準じて行われる（適用指針 28 項）。
- ただし、TMK では予め特定資産の管理・運用・処分の方法等を定めた資産流動化計画に基づき実質的にオートパイロットで運営されており、その出資者による TMK の財務及び営業又は事業の方針の決定は実質的に限定されているといえる（TMK 制度の概要は以下を参照）。

（参考）TMK 制度の概要⁴

- TMK は、平成 12 年 5 月に改正された「資産の流動化に関する法律」（同年 11 月施行）（以下、「資産流動化法」）に基づき設立される社団であり（2 条 3 項）、オリジネーターによる資産流動化等のピークルとして利用される。

³ 企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」等

⁴ 「実務・不動産証券化」（2003 年 2 月）を参考に記述している。

- 制度上は特定出資者が、社員として TMK のガバナンスのための議決権を有することとなる。ただし、倒産隔離を図るべく、独立の役員・専門家などから構成される一般社団法人やケイマン SPC 等が特定出資者として参加し、議決権が実質的に機能しない状態にしていることが多い。

(1) 事業の制限

● 事業の制限

- TMK の事業は、法律上、資産の流動化に関する業務とその付帯業務のみに限定され他の業務を営むことができない。
- 資産流動化計画に特定資産を取得・運用・処分する方法など詳細な記述が必要。
- 資産流動化計画の変更には優先出資者も含めた社員決議（特別決議）に加え、特定社債権者集会の承認も受ける必要がある。

● 取得資産（特定資産）の制限

- 財産権一般（一部を除く）
- なお、旧資産流動化法では、指名債権や不動産（これらの信託受益権）に制限されていた。

● 処分方法の制限

- 特定資産の貸付、譲渡、交換、担保差入はできない。
- 特定資産の管理および処分の方法等は、資産流動化計画の必須の記載事項である。
- 特定資産を信託会社等に信託が必要（不動産や指名債権等には除外あり）。
- 出資者への分配は、予め資産流動化計画で定めた方針にしたがって利益を分配する。

● 資金調達制限

- 資産流動化計画に記載することを前提に、特定資産取得のための借入等（特定借入、特定社債）を行うことが可能。
- なお、旧資産流動化法では、借入は一時的な目的のための借入に限定されており、かつ、資産流動化計画の記載の範囲内でのみ可能であった。
- 転換社債、優先出資引受権付社債などの発行も可能（なお、旧資産流動化法では該当する定めなし）

● 最低資本金

- 10 万円（旧資産流動化法では、300 万円とされていたが、設立手続の簡素化のため変更されている）

(2) 出資者（社員）の権限

- TMK の社員は、 特定社員（特定出資者）及び 優先出資社員（優先出資者）の 2 種類。いずれも有限責任（27 条）である。

（特定出資者の権限）

- TMK の議決権を有し、業務執行に対する監督を行う権限を有する。
- 持分の証券発行の禁止（33 条）、譲渡制限（29 条）等の制限がある。

（優先出資者の権限）

- 優先出資社員は、利益配当や残余財産の分配における優先権を有する（2 条 5 項）。
- 議決権行使は、資産流動化法又は定款に定めのある以下の重要事項に限定される（47 条）。
 - 社員総会決議による資産流動化計画の変更（特別決議）
 - 解散の決議
 - 優先出資社員に損害を及ぼし得るような定款変更 等
- 譲渡制限を設けることは禁止され、譲渡性が確保されている（41 条）。
- 取締役の解任権なし（旧資産流動化法では、取締役の解任権があった（優先配当がない場合には議決権を有することとされていた）。倒産隔離性に懸念が出たため削除されている）

- TMK については、意思決定権限の実質的な制限があることから、議決権を前提とする現行の連結会計基準における支配の考え方をどのように適用するかについて、実務上の解釈が難しいことは合同会社（GK）-TK スキーム等と同様と考えられる⁵。
- したがって、この問題は、IASB/FASB で開発中の改正基準への対応の中で検討することとしたい。

⁵ GK、KK、YK、TMK などは、会社形態による分類であり、SPE はそのうち機能面に着目した分類である。TMK は、SPE になるように法律上設計されているが、GK 等においても、契約により SPE になることがある。「SPE の取扱い」は、会社形態にかかわらず、TMK をベースに SPE となる機能を持つ企業についての定めと考えられる。

6. TK や TMK を連結した場合の具体的な会計処理

(1) TK に関する連結上の取扱い

- 商法上の匿名組合出資について、GK を用いた取引の場合（GK-TK スキーム）、GK（営業者）と TK のどちらの事業体を連結上、連結の範囲に含めるかどうかという論点がある。
- 昨年の第 54 回専門委員会（2009 年 9 月 28 日開催）では、以下の 2 案について検討を行い、第 2 案のような場合分けが不要な第 1 案の方向で整理しては、という議論が行われた⁶。

第 1 案：匿名組合⁷とする。

第 2 案：原則として、営業者とする。ただし、営業者において、独立した事業に対する複数の匿名組合（又はそのグループ）がある場合には、対象となる匿名組合（又はそのグループ）を営業者の独立した一部分として、連結の範囲に含めるかどうかの対象とする。

- 以下では、GK-TK スキームにおいて TK を連結の範囲に含める方向で、その会計処理について設例を用いて記述している。

(2) TK を連結対象とする場合の会計処理

<前提条件>

- 20X5 年 3 月 31 日、A 社は、新規に設立された合同会社(GK)を営業者として匿名組合契約を締結した。B 社及び C 社も匿名組合員として出資している。匿名組合は、金融機関からノンリコースローンを借り入れ、不動産を取得した。

合同会社の貸借対照表（20X5 年 3 月末）

現金	3	ノンリコースローン	7,000
不動産等	10,000	匿名組合預り金*1	3,000
		資本金	3

*1 出資比率：A 社 50%、B 社 25%、C 社 25%

⁶ ただし、専門委員会では、ある専門委員から、スキーム上での会社形態を用いるかによって異なる会計処理とならないか懸念があるとされた。これについては後述 3(2)及び(3)を参照。

⁷ 匿名組合への出資は営業者に対する債権であり、また、匿名組合事業は営業者における営業の一部であることを考慮すると、匿名組合は、「組合」という文字が入っているものの、そもそも任意組合を指す「組合」とは異なるが、同一の投資事業について営業者が複数の匿名組合員との間でそれぞれ匿名組合契約を締結している場合には、この匿名組合グループを 1 つの投資事業組合とみて、実務対応報告第 20 号が適用されている（Q1 の A2 注 2 参照）。

匿名組合貸借対照表(20X5年3月末)

不動産等	10,000	ノンリコースローン	7,000
		出資金	3,000

- 20X9年3月31日、合同会社に関する資産・負債の状況は以下の通り。

合同会社の貸借対照表(20X9年3月末)

現金	2,803	ノンリコースローン	7,000
		匿名組合未払金*2	800
不動産等*4	8,000	匿名組合預り金*3	3,000
		資本金	3

*2 当期に生じた利益相当分(匿名組合投資家に全額未分配と仮定)

*3 出資比率変更なし

*4 20X9年3月31日における不動産の時価は10,000とする。

匿名組合損益計算書(20X5年4月~20X9年3月末累計)

賃貸収入	3,000
減価償却費	2,000
支払利息	200
当期純利益(累積)	800

匿名組合貸借対照表(20X9年3月末)

現金預金	2,800	ノンリコースローン	7,000
不動産等	8,000	出資金	3,000
		未分配利益	800

- 20X9年3月31日、A社の財務諸表。

A社の貸借対照表

投資有価証券	1,900	資本金	1,500
(匿名組合出資金)		利益剰余金	400

(20X9 年 4 月 1 日修正仕訳)

(a) 期首に連結上の適正な帳簿価額により評価する場合 ⁸	(b) 期首に子会社の資産・負債を時価評価する場合 ⁹
・連結修正仕訳 (開始仕訳) 借) 出資金 3,000 利益剰余金 (期首) 800 貸) 投資有価証券 (A 社) (*1)1,900 少数株主持分 (*2)1,900 (*1) (出資金 3,000+未分配利益 800) × 50% (*2) (3,000+800) × (25%+25%)	・連結修正仕訳 (開始仕訳) 借) 不動産等 2,000 出資金 3,000 利益剰余金 (期首) 800 貸) 投資有価証券 (A 社) 1,900 少数株主持分 (*3)2,900 利益剰余金 (期首) (*4)1,000 (*3) (出資金 3,000+未分配利益 800+評価差額 2,000) × (25%+25%) (*4) 評価差額 2,000 × 50%

要約連結 B/S				要約連結 B/S			
現金預金	2,800	ノリコ-ズ-ン	7,000	現金預金	2,800	ノリコ-ズ-ン	7,000
不動産等	8,000	資本金	1,500	不動産等	10,000	資本金	1,500
		少数株主持分	1,900			少数株主持分	2,900
		利益剰余金	400			利益剰余金	1,400

(参考) 合同会社を連結対象とする場合の会計処理

(20X9 年 4 月 1 日修正仕訳)

(a) 期首に連結上の適正な帳簿価額により評価する場合	(b) 期首に子会社の資産・負債を時価評価する場合
・連結修正仕訳 (開始仕訳)	・連結修正仕訳 (開始仕訳)

⁸ 資料(2)における「経過措置について」で示されている案 2-1 によった場合。

過去において連結対象となった時点 (ここでは 20X5 年 3 月 31 日の TK 組成時点) から連結していれば計上していた金額 (資産及び負債) により、当期の財務諸表 (期首) へ計上し、当該資産及び負債の差額は累積的影響額として株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。この場合、前期の財務諸表は修正不要となるが、過年度 (連結対象となった時点) における時価評価や未実現損益の消去などは必要となる。

⁹ 資料(2)における「経過措置について」で示されている案 2-2 によった場合。

新基準の適用日 (ここでは 20X9 年 4 月 1 日時点) において、連結される特別目的会社の資産及び負債を時価で計上し、差額である累積的影響額は、株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。この場合、前期の財務諸表の修正は不要であり、また、過年度の連結仕訳は不要となるが、新基準の適用日 (期首) における時価評価は必要となる。

(a)期首に連結上の適正な帳簿価額により評価する場合		(b)期首に子会社の資産・負債を時価評価する場合	
借) 資本金	3	借) 不動産等	2,000
貸) 少数株主持分	3	資本金	3
		貸) 少数株主持分	3
		少数株主持分	(*1)2,000
		(*1) 評価差額	
・ 債権債務の消去		・ 債権債務の消去	
借) 匿名組合出資未払金	400	借) 匿名組合出資未払金	400
匿名組合出資預り金	1,500	匿名組合出資預り金	1,500
貸) 投資有価証券 (A 社)	1,900	貸) 投資有価証券 (A 社)	1,900

要約連結 B/S				要約連結 B/S			
現金預金	2,803	ノンリコースローン	7,000	現金預金	2,803	ノンリコースローン	7,000
不動産等	8,000	TK 未払金	400	不動産等	10,000	TK 未払金	400
		TK 預り金	1,500			TK 預り金	1,500
		資本金	1,500			資本金	1,500
		少数株主持分	3			少数株主持分	2,003
		利益剰余金	400			利益剰余金	400

(3) TMK を連結対象とする場合の会計処理

- 以下では、上記の組合の会計処理や株式会社の会計処理から想定される会計処理を示している。類推可能な処理であり、基準や指針への明文化まではしないことどうか。

< 前提条件 >

- 20X5 年 3 月 31 日、A 社は、新規に特定目的会社 (TMK) を設立した。A 社は、B 社及び C 社とともに優先出資を行い、金融機関からノンリコースローンを借り入れ、不動産を取得した。

TMK の貸借対照表 (20X5 年 3 月末)

現金	3	ノンリコースローン	7,000
不動産等	10,000	優先資本金*1	3,000
		特定資本金	3

*1 出資比率 : A 社 50%、B 社 25%、C 社 25%

- 20X9年3月31日、特定目的会社に関する資産・負債の状況は以下の通り。

TMKの貸借対照表（20X9年3月末）

現金	2,803	ノンリコースローン	7,000
		優先資本金*1	3,000
不動産等*2	8,000	特定資本金	3
		剰余金	800

*1 出資比率変更なし

*2 20X9年3月31日における不動産の時価は10,000とする。

損益計算書（20X5年4月～20X9年3月末累計）

賃貸収入	3,000
減価償却費	2,000
支払利息	200
当期純利益（累積）	800

- 20X9年3月31日、A社の財務諸表。

A社の貸借対照表

投資有価証券	1,900	資本金	1,500
		利益剰余金	400

（20X9年4月1日修正仕訳）

(a)期首に連結上の適正な帳簿価額により評価する場合	(b)期首に子会社の資産・負債を時価評価する場合
・連結修正仕訳	・連結修正仕訳（開始仕訳）
借）特定資本金 3	借）不動産等 2,000
優先資本金 3,000	特定資本金 3
利益剰余金（期首） 800	優先資本金 3,000
貸）投資有価証券（A社） (*1)1,900	利益剰余金（期首） 800
少数株主持分 (*2)1,903	貸）投資有価証券（A社） 1,900
	少数株主持分 (*3)2,903
	利益剰余金（期首） (*4)1,000
(*1) (出資金 3,000+未分配利益 800) × 50%	(*3) (出資金 3,000+剰余金 800+評価差額 2,000) × (25%+25%)
(*2) (3,000+800) × (25%+25%)	(*4) 評価差額 2,000 × 50%

要約連結 B/S				要約連結 B/S			
現金預金	2,803	パブリコ-ア-ン	7,000	現金預金	2,803	パブリコ-ア-ン	7,000
不動産	8,000	資本金	1,500	不動産	10,000	資本金	1,500
		少数株主持分	1,903			少数株主持分	2,903
		利益剰余金	400			利益剰余金	1,400

以上

経過措置について

1. 経緯

- 「SPEの取扱い」に関する短期的な対応案として、[D案](「SPEの取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする。)を中心に検討が進められている。
- 前回(3月30日開催)の専門委員会では、「SPEの取扱い」を見直した場合、適用時の経過措置について議論がなされた。昨年公表された企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」により、2011年4月1日以後開始する連結会計期間から、新会計基準において特定の経過的な取扱いを定めない場合、新たな会計処理が過去の期間のすべてに遡及適用することになる¹⁰。このため、原則として遡及すべきという意見や、遡及して連結するには実務負荷が大きいという意見などが示された。
- 国際的な会計基準の経過措置としては、2009年6月に公表されたSFAS第167号「FIN46(R)の改訂」では、初度適用に際して(QSPEの廃止などにより)新たに連結となった変動持分事業体(VIE)に関する経過措置として、次のように定めており、過年度遡及は求めている。
 - (1)原則：連結VIEの資産、負債及び非支配持分について、企業が最初に主たる受益者(PB)となった時点(例えば組成時点)から連結していれば計上していたであろう帳簿価額(carrying amount)により測定する
 - (2)実務上算定困難な場合：SFAS第167号適用日の公正価値により測定する。¹¹
 - (1)(2)共に、新たに連結財務諸表に追加された純額(VIEの各資産・負債・非支配持分の差額)と、これまで認識されていた当該VIEに対する持分との差額は、剰余金の累積的影響額の修正(cumulative effect adjustment to retained earnings)として認識することとされている。
- なお、IASBの公開草案(ED)10では、新会計基準を初めて適用する日をみなし取得日とすることが提案されており、過年度遡及は求めている。

2. 検討

- 上記を踏まえると、下記の案が考えられるのではないか。

[案1] 特定の経過的な取扱いを定めない。(過年度に遡及する。)

この場合、過去の期間に遡及適用することになり、累積的影響額は、株主資本等変動計算書において表示される最も古い期間の期首残高に対する累積的影響額とし

¹⁰ 過年度遡及基準第6項(1)。なお、特定の経過的な取扱いとは、適用開始時に遡及適用を行わないことを定めた取扱いなどをいう。

¹¹ さらに証券化などの一定の場合には、公正価値の代わりに未返済の元本残高を計上することも認められている。

て示される。なお、前期の財務諸表において必要な注記（金融商品や賃貸不動産の時価注記など）も記載することになる。

[案2] 特定の経過的な取扱いを定める。

[案2-1]過去において連結対象となった時点から連結していれば計上していた金額（資産及び負債）により、当期の財務諸表（期首）へ計上し、当該資産及び負債の差額は累積的影響額として株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。
（SFAS 第 167 号(1)）

この場合、前期の財務諸表は修正不要となるが、過年度（連結対象となった時点）における時価評価や未実現損益の消去などは必要となる。

[案2-2]新基準の適用日（期首）において、連結される特別目的会社の資産及び負債を時価で計上し、差額である累積的影響額は、株主資本等変動計算書の期首剰余金への修正とする。（SFAS 第 167 号(2)）

この場合、前期の財務諸表の修正は不要であり、また、過年度の連結仕訳は不要となるが、新基準の適用日（期首）における時価評価は必要となる¹²。

[案2-3]新基準の適用日（期首）において、連結される特別目的会社の支配を獲得した（取得した）とみなす。（IASB ED10）

この場合、評価差額など（連結と個別の差額）に対する持分についてのれん又は負ののれん（利益）が計上される。¹³

（方向性）

まず、[案1]では前期の財務諸表を修正することになるが、国際的な会計基準の扱いや、実務負荷の軽減に配慮するとすると、[案2]でどうか。

次に、[案2]のうち、[案2-3]の場合、新基準の適用によりのれん又は負ののれん（利益）が計上されることは有用でないと考えられるため、[案2-1]又は[案2-2]とすることかどうか。

[案2-1]は、遡及適用の考え方に一番近い方法である。また、[案2-2]は、過去において連結基準の改正がなされた際の方法（平成10年に公表された「具体的な取扱い」適用時の経過措置）と整合的である。したがって、[案2-1]又は[案2-2]を選択することを認めることが考えられるがどうか。

¹² [案2-1]の場合、過年度に取得した時点の資産及び負債を時価評価し、その後の償却や減損等も連結簿価で算定し直す必要があるため、[案2-2]の方が実務負荷の軽減になると考えられる。

¹³ 2008年12月に公表された企業結合会計基準及び連結会計基準（2010年4月以降の組織再編から適用）では、負ののれんが生じた場合は利益として計上することのほか、保有していた投資を支配獲得日の時価で評価し、利益として計上することが定められている。